

II 副市長・総務部長会議送付議題

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="checked" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ ・ 第 回総会；      市）		
種類	<input checked="checked" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（    ）	分野	<input checked="checked" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="checked" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	1 交通政策基本法における公共交通の位置付けの明確化と自治体への支援について		
提案市	松本市		
提案要旨	交通政策基本法において、地域の公共交通を、国が「行政の責務」として、位置付けるとともに、歩行者優先の道路形態を実現する道路交通法などの規制の緩和、各自治体で運用できる新たな財源制度(交通税、事業所負担金など)の確立、交通施策に対する国の支援制度の拡充を要望する。		
提案理由	<p>国は、交通施策を総合的・計画的に推進するため、「交通政策基本法」を制定し、今後、公共交通のサービス改善などを自治体に促す「交通政策基本計画」を策定する予定である。</p> <p>超少子高齢型人口減少社会の進展を踏まえると、誰もが安全に安心して暮らせる社会の構築には、すべての人が自由に移動できることを保障する必要があることから、将来的には、福祉や教育などの行政サービスと同様に、国が公共交通を「行政の責務」と位置付け、ヨーロッパの先進国を参考に、新たな法制度や財源措置などに取り組む段階にあると考える。</p> <p>地方自治体が公共交通への関わりを深めることについて、国が行政の責務と定め、より明確に位置付けるとともに、新たな法制度・財源の創出、現行の支援制度の拡充など自治体への支援策を講じる必要がある。</p>		
現況及び課題等	<p>国内では、ほとんどの公共交通は、民間交通事業者の企業活動としているが、生活の多様化や自動車の普及などとともに、公共交通の利用者は減少し、利用が少ない赤字路線は廃止となり、自治体が主体となってコミュニティバスなどを運行している。</p> <p>採算路線は、民間交通事業者で運行できるが、不採算路線については、民間交通事業者による運行の継続が困難となっている。</p> <p>コミュニティバスなど、地域公共交通に対する、国の支援は、補助額に上限を設定するなど、支援が十分ではなく、地方自治体や交通事業者の負担となっている。</p>		
法令関係	交通政策基本法、道路交通法		